

奥州市が分譲する宅地の売却について

(事業用地をお探しの方へ)

奥州市が分譲する宅地の売却について、手続きの内容等をご案内します。

くわしくは、「奥州市分譲宅地売払要領」及び「事業用地を必要とする個人又は法人への分譲宅地の売却要項」をご覧ください。

1 売却の対象とする宅地

マイアネタウン、ニューアスティまえさわ

※ 共同住宅を建築するための土地として利用できるのは、マイアネタウンの宅地のうち、宅地番号F-24、同F-28及び同F-32とします。

2 購入申込者の資格

自らの事業のための土地を必要とする個人又は法人で、市が指定する期限までに売買代金の納付ができる方

3 購入申込みから所有権移転登記まで

① 購入申込み

購入申込書に必要な書類を添えて、財産運用課販売推進係へお越しのうえ提出してください。

〈必要書類〉 住民票の抄本・現在事項証明書、誓約書、事業計画書 など

② 売却の決定と売買契約の締結

申込みを受け付けた後、提出された書類の審査、購入申込者への聴き取り等のうえで売却を決定します。

売買契約の締結時に、売買代金の5%以上に相当する金額を、契約保証金として納めていただきます。

※ くわしくは、別途ご案内します。

③ 売買代金の納付

売買契約を締結した日から60日以内に、契約保証金を除く売買代金を全額納めていただきます。

※ 契約保証金を除く売買代金を全額納めていただいた時点で、契約保証金は売買代金となります。

④ 所有権移転登記

売買代金を全額納めていただいた後、市が所有権移転登記の手続きをします。

※ 登録免許税や手続きに必要な経費は購入者の負担となります。

4 特約事項

- 宅地を分割して建築物を建築することはできません。
- 宅地を公序良俗に反する用途、風俗営業等の用途に使用することはできません。

5 その他

- 宅地の利用や住宅の建築は、関係する諸法令、各地区計画等の制限を受けます。
- 宅地内に設置されている電柱、支線等に移設することはできません。宅地の引渡し後、これらを設置する会社（東北電力ネットワーク株式会社又は東日本電信電話株式会社）との間で敷地使用に関する手続きがあります。
- 建築物の建築時期の制約はありません。
- 売却物件に要する地盤補強工事等は、売却物件の契約不適合に該当するものではなく、当該工事等の費用は契約者の負担となります。
- ニューアスティまえさわでは、別途、下水道受益者負担金の納付が必要です。

～ 地区計画の建築制限について ～

<マイアネタウン>

- 1 電気、電話（インターネット回線を含む）、ケーブルテレビの引込みは、各宅地内の宅内ポールを利用していただく必要があります。宅内ポールから建築物までは地中埋設となります。
- 2 戸別のUHFアンテナの設置を禁止しています。宅内ポールからケーブルテレビの引き込みが可能です。
 - (1) 宅内ポールまでの引込みは、水沢テレビ株式会社が行います。
 - (2) 宅内ポールから建築物までの配線は、建築主の負担となります。
 - (3) 地上波だけをご覧になる方は、テレビ電波の供給料金として年額3,960円（消費税含む）を水沢テレビ株式会社にお支払いいただきます。なお、BS波及びオプションチャンネル（いずれも有料）の視聴については、水沢テレビ株式会社へお問い合わせください。
 - (4) NHKの受信料は、別途お支払いいただく必要があります。
- 3 建築物の屋根等から集められた雨水は、雨水枡を利用して放流していただきます。
- 4 ガスは、供給されている簡易ガスを利用いただきます。
- 5 上記以外に、建築物の敷地面積の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さ・形態・意匠の制限、かき又はさくの構造の制限があります。

<ニューアスティまえさわ>

- 1 敷地面積を165㎡未満とすることはできません。
- 2 16mを超える高さの建築物は建築できません。
- 3 上記以外に、建築物の壁面の位置の制限、かき又はさくの構造の制限があります。

地区計画による制限の内容や届け出については、
都市整備部都市計画課（直通電話 0197-34-1661）へお問い合わせください。

お問い合わせ先

奥州市 財産運用課 販売推進係（奥州市役所3階）

〒023-8501 奥州市水沢大手町一丁目1番地

電話 0197-34-2114（直通） FAX 0197-23-5240